ウェルビーイング実現へのアクセスとしてのソーシャルワーク実践
—— ソーシャルワーカーに人権と社会正義はいかなる指針を示すのか ——

中　村　俊　也

０．はじめに

「ウェルビーイング実現へのアクセスとしてのソーシャルワーク実践」というテーマを考察していくにあたっての筆者の視点を、まず提示しておく。本論は、次回取り組む予定である「ポスト福祉国家におけるソーシャルワーカーの役割（仮題）」の予備的考察である。筆者の問題意識は、日本においては主に公的社会福祉施策や制度と社会福祉利用者を結び付け福祉国家(1)の理念を具現化する役割を担ってきたソーシャルワーカーが、ポスト福祉国家時代とも呼ばれるこれからの日本にあって、その実践や役割がどう変化しなければならないのかを検討していくことにある。本論はその予備的考察を試みるものである。したがって、本論で考察の対象とするソーシャルワークは上記の公的社会福祉施策、制度を具現化する役割を担い今後も担う、かつ何らかの専門職団体に加入しているソーシャルワーカーの実践、あるいは活動を念頭においていることを断っておきたい。

これからのソーシャルワーク実践を考えていく上で、中核となる概念はウェルビーイング、人権、社会正義であると筆者は考えている。こうした設定は、後に詳述する国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）の2000年に採択した「ソーシャルワークの定義（New Definition of Social Work）」における「定義」の項目に依拠するものである。その理由は、これが現在のソーシャルワーク実践の規準となる国際的スタンダード文書(2)だといえるからである。

このIFSWには、日本ソーシャルワーカー協会、日本社会福祉士会、日本

医療社会事業協会および日本精神保健福祉士会の４団体が加盟しており、先の定義を基底的のものと認めている。ソーシャルワーク実践の際の指針というべき上記４専門職団体の現行の各倫理綱領(3)は、現在この「ソーシャルワークの定義」を基盤とするものへと改訂する作業が進行中である(4)。これまで公表されている最も新しい「改訂最終案」（2004年６月）の「前文」でも、「われわれは、われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟が採択した。次の『ソーシャルワークの定義』（2000年７月）を、われわれのソーシャルワーク実践に適用され得るものとして認識し、われわれの実践の拠り所とする」と明記されている。

しかしながら、先に示したウェルビーイング、人権そして社会正義の諸概念を、単にイメージとして了解するだけでなく、どのような内実をもちソーシャルワーク実践において、いかに具現化されるべきかを明確化した研究は、まだ少ないように思われる。また、ソーシャルワーク実践に従事する専門職が、これらの諸概念に対して共通の認識を有し、理解しているとはいえない状況があるようにも思われる。さらに、「改訂最終案」においても十分な定義づけがなされているとはいいがたい。これらの諸概念がいかにソーシャルワーク実践の固有性やアイデンティティを示すかを検討する必要があろう。本論は、このような検討の出発点であり、ウェルビーイング・人権・社会正義という概念に焦点を当て、ソーシャルワーカー専門職団体の各文書に基づき考察を試みるものである。当然、これらの諸概念に対する各学問領域における先行研究を考察する必要があるのだが、それは今後の課題としたい。

次節では、まずウェルビーイング概念をウェルフェア概念と対比させ考察し、本論におけるウェルビーイング概念の含意を提示していくこととする。

１．ウェルビーイング実現と人権、社会正義

1-1．ウェルフェアとウェルビーイング

日本において社会政策の一環としての社会福祉は、第二次世界大戦後に、現代的な形態で成立したといえる。成立当初において社会福祉という言葉が

指示していたのは、日本国憲法（以下、憲法と表記する）第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなくてはならない」に規定されている国民の生存権を国家責任において保障するための諸政策・制度であった。しかしながら、その実際的な運用の局面では、パターナリズムを伴う国家主導の行政処分としての社会福祉が展開され、時代と共に様々な問題が顕在化してきた。このような社会福祉のあり方を、下記のウェルビーイングと区別されるものとしてウェルフェア（Welfare）と本論では呼んでおくこととする。このようなウェルフェア概念は社会の構成員全体のマクロ的状態に着目する概念である。その代表的な例として厚生経済学における厚生（Welfare）があげられよう。

一方、近年の介護保険制度を嚆矢とする一連の社会福祉基礎構造改革において意図されたのは、先のパターナリズムを伴う国家主導の行政処分としての社会福祉のあり方から、憲法第25条を前提としつつも、個人の自由な幸福追求権を尊重する新しい社会福祉のあり方への転換であった。この幸福追求権を規定しているのは憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」であり、社会福祉の根拠法として憲法第25条と並んでクローズアップされるようになってきている。換言すれば、個人に与える福祉サービスを国家が決めていた時代から、どの福祉サービスの提供を受けるかを個人が選択・決定し、自らが望むライフスタイルを構築し実現していく権利を重視する時代への転換である。自らが望むライフスタイルを構築し実現できている状態をウェルビーイング（Well-being）[5]と本論では呼んでおくこととする。ウェルビーイング概念は社会の構成員個々人のミクロ的状態に着目する概念である。そして、構成員のウェルビーイングが達成されているような社会をウェルビーイング社会と呼んでおくこととする[6]。

1-2. IFSW の「ソーシャルワークの定義」

本節では、本論の「はじめに」で示した本論において依拠するソーシャルワークの定義を確認しておく。IFSW の「ソーシャルワークの定義」における「定義」では「ソーシャルワーク専門職は、人間の福祉（well-being）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権（human rights）と社会正義（social justice）の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である（IFSW 日本調整団体の定訳による。下線部と括弧内の原語の補足は筆者による。以下同様）」と述べられている。

また、「解説」の項目では、「様ざまな形態をもって行われるソーシャルワークは、人びととその環境の間の多様で複雑な相互作用に働きかける。その使命は、すべての人びとが、彼らのもつ可能性を十分に発展させ、その生活を豊かなものにし、かつ、機能不全を防ぐことができるようにすることである。専門職としてのソーシャルワークが焦点を置くのは、問題解決と変革である。従ってこの意味で、ソーシャルワーカーは、社会においての、かつ、ソーシャルワーカーが支援する個人、家族、コミュニティの人びとの生活にとっての、変革をもたらす仲介者である。ソーシャルワークは、価値（values）、理論（theory）、および実践（practice）が相互に関連しあうシステムである」と述べられている。したがって、ソーシャルワークを考察するにあたっては、ソーシャルワークにおける価値、理論および実践について、またそれらの相互関連性について検討する必要があることになる。次節ではソーシャルワークにおける価値を、実践との関連性において考察していくこととしたい。ただし、理論との関連性も重要なテーマと考えられるが、本論では直接的な考察の対象とはしない。

1-3．ソーシャルワーク実践の基底的諸価値

IFSW の「ソーシャルワークの定義」の「価値」の項目では、「ソーシャルワークは人道主義と民主主義の理想から生まれ育ってきたのであって、その職業上の価値は、すべての人間が平等であること、価値ある存在であること、そして尊厳を有していることを認めて、これを尊重することに基盤を置いている。ソーシャルワーク実践は、１世紀余り前のその起源以来、人間のニーズを充足し、人間の潜在能力を開発すること(7)に焦点を置いてきた。人権と社会正義は、ソーシャルワークの活動に対し、これを動機づけ、正当化する根拠を与える。ソーシャルワーク専門職は、不利益を被っている人びとと連帯して、貧困を軽減することに努め、また、傷つきやすく抑圧されている人びとを解放（liberate）して社会的包含（ソーシャル・インクルージョン）を促進するよう努力する。ソーシャルワークの諸価値は、この専門職の、各国別ならびに国際的な倫理綱領として具体的に表現されている」と述べられている。

また、「実践」の項目では、「ソーシャルワークは、社会に存在する障壁、不平等および不公正（injustices）に働きかけて取り組む(8)。そして、日常の個人的問題や社会的問題だけでなく、危機と緊急事態にも対応する。ソーシャルワークは、人と環境についての全体論的なとらえ方に焦点を合わせた様ざまな技能、技術、および活動を利用する(9)。ソーシャルワークによる介入の範囲は、主として個人に焦点を置いた心理社会的プロセスから、社会政策、社会計画および社会開発への参画にまで及ぶ。この中には、人びとがコミュニティの中でサービスや社会資源を利用できるように援助する努力だけでなく、カウンセリング、臨床ソーシャルワーク、グループワーク、社会教育ワークおよび家族への援助や家族療法までも含まれる。ソーシャルワークの介入には、さらに、施設機関の運営、コミュニティ・オーガニゼーション、社会政策および経済開発に影響を及ぼす社会的・政治的活動に携わることも含まれる（後略）」と述べられている。

以上、IFSW「ソーシャルワークの定義」の論理的構造を図式化し整理して

おく。

<table>
<tr><th>ソーシャルワークの目的</th><th>ソーシャルワーク実践の目的を正当化する根拠</th><th>ソーシャルワーク実践の取り組むべき対象</th></tr>
<tr><td rowspan="3">人間の福祉（well-being）の増進</td><td rowspan="2">人権</td><td>障壁</td></tr>
<tr><td>不平等</td></tr>
<tr><td>社会正義</td><td>不正義</td></tr>
</table>

この図式から確認できるのは、人権と社会正義として示された概念から、社会全体のマクロ概念としてのウェルフェアの向上ではなく、個人のミクロ概念であるウェルビーイングの増進が導出されなくてはならないということである。また、逆に個人のウェルビーイングの増進という目的が何らかの人権および社会正義の実現によってもたらされるものであることを意味している。しかし、この段階では人権と社会正義のソーシャルワーク実践における固有性を示すものとはなっていない。

そこで、次章では、IFSW 加盟４団体による現行のソーシャルワーカーの倫理綱領と現在進行中の改訂案を比較する。また、他専門職の倫理綱領と比較することを通して、これからのソーシャルワーク実践の中核となり、またアイデンティティとなる人権や社会正義の概念の固有性に関して考察を深めていくこととする。

２．倫理綱領にみるソーシャルワークの目的とその正当性の根拠

2-1．現行のソーシャルワーカーの倫理綱領

まず、1986年４月26日に日本ソーシャルワーカー協会の倫理綱領として宣言され、1995年１月20日に社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領として採択された「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を整理しておく。

前文では、「われわれソーシャルワーカーは、平和擁護、個人の尊厳、民主主義という人類普遍の原理にのっとり、福祉専門職の知識、技術と価値観により、社会福祉の向上とクライエントの自己実現をめざす専門職であること

を言明する。

われわれは、社会の進歩発展による社会変動が、ともすれば人間の疎外（反福祉）をもたらすことに着目する時、この専門職が福祉社会の維持、推進に不可欠の制度であることを自覚するとともに、専門職の職責について一般社会の理解を深め、その啓発につとめる。

われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の職責であるだけでなく、クライエントはもちろん、社会全体の利益に密接に関連していることに鑑み、本綱領を制定し、それに賛同する者によって専門職団体を組織する。

われわれは、福祉専門職としての行動について、クライエントはもちろん、他の専門職あるいは一般社会に対しても本綱領を遵守することを誓約するが、もし、服務行為の倫理性について判断を必要とすることがある際には、行動の準則として本綱領を基準とすることを宣言する」と述べている。さらに、原則では

「１（人間としての平等と尊厳）人は、出自、人種、国籍、性別、年齢、宗教、文化的背景、社会経済的地位、あるいは社会に対する貢献度いかんにかかわらず、すべてかけがえのない存在として尊重されなければならない。

２（自己実現の権利と社会の責務）人は、他人の権利を侵害しない限度において自己実現の権利を有する。社会は、その形態のいかんにかかわらず、その構成員の最大限の幸福と便益を提供しなければならない。（後略）」と述べている。

また、日本医療社会事業協会は1961年に「医療ソーシャルワーカー倫理綱領」を採択している。前文では

「日本国憲法の精神と専門社会事業の原理にしたがい、われわれはつぎのことがらを医療ソーシャル・ワーカーの倫理綱領とさだめる」と述べ、

「われわれは

１．個人の幸福増進と社会の福祉向上を目的として活動する。

３．対象者の処遇にあたっては、その意志の自由を尊重し、秘術を守り無差別平等の原則にしたがう。

４．ソーシャル・ワーカーとしての自覚をもって対象者との専門的接助関係をたもち、その関係を私的目的に利用しない。

５．医療社会事業の意義と機能が他の関係職員に理解されるようにつとめ、その目的達成に努力する。

６．専門職業の立場から社会活動をおこない、社会資源の活用と開発をはかり、社会保障の完成に努力する」といった簡潔な倫理綱領となっている。

さらに、2003年５月30日改訂された日本精神保健福祉士協会の倫理綱領の「前文」では

「われわれ精神保健福祉士は、個人としての尊厳を尊び、人と環境の関係を捉える視点を持ち、共生社会の実現をめざし、社会福祉学を基盤とする精神保健福祉士の価値・理論・実践をもって精神保健福祉の向上に努めるとともに、クライエントの社会的復権・権利擁護と福祉のための専門的・社会的活動を行う専門職としての資質の向上に努め、誠実に倫理綱領に基づく責務を担う」と謳われている。また「目的」では

「この倫理綱領は、精神保健福祉士の倫理の原則および基準を示すことにより、以下の点を実現することを目的とする。

１．精神保健福祉士の専門職としての価値を示す

２．専門職としての価値に基づき実践する

３．クライエントおよび社会から信頼を得る

４．精神保健福祉士としての価値、倫理原則、倫理基準を遵守する

５．他の専門職や全てのソーシャルワーカーと連携する

６．すべての人が個人として尊重され、共に生きる社会の実現をめざす」

と宣言されている

以上、各団体倫理綱領を図式化し整理しておく。

	ソーシャルワークの目的	ソーシャルワーク実践の目的を正当化する根拠	人権についての言及	社会正義についての言及
「ソーシャルワーカーの倫理綱領」	・社会福祉の向上 ・クライエントの自己実現	・平和擁護、個人の尊厳、民主主義＝日本国憲法の精神	・自己実現の権利	・構成員の最大限の幸福と便益の提供
「医療ソーシャルワーカー倫理綱領」	・個人の幸福増進 ・社会の福祉向上	・日本国憲法の精神	・意志の自由の尊重 ・無差別平等	・社会保障の完成
「日本精神保健福祉士協会倫理綱領」	・共生社会の実現 ・精神保健福祉の向上	・クライエントの社会的復権・権利擁護	・個人としての尊厳	・すべての人が個人として尊重され、共に生きる社会

2-2．ソーシャルワーカー倫理綱領改訂最終案

ソーシャルワーカーの倫理綱領改訂最終案は2004年６月に、社会福祉専門職団体協議会・倫理綱領委員会長名で公表されている。その「前文」では「われわれソーシャルワーカーは、すべての人が平等であり、価値ある存在であること、人としての尊厳を有していることを深く認識し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職であることを言明する」と謳われ、「われわれは、社会の進展に伴う社会変動が、ともすれば環境破壊を伴う人間の疎外（反福祉）をもたらすことに着目する時、この専門職が福祉社会の維持、推進に不可欠の制度であることを自覚するとともに、専門職ソーシャルワーカーの職責についての一般社会の理解を深め、その啓発に努める」と宣言されている。「定義」では、既述のIFSW「ソーシャルワークの定義」がそのまま用いられ、「われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の職責であるだけでなく、サービス利用者は勿論、社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する者により、専門職団体を組織する」と締めくくられている。

また、「価値と原則」では

「Ⅰ（人間の尊厳）　ソーシャルワーカーは、すべての人間を、出自、人種、性、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する[10]。
Ⅱ（社会正義）ソーシャルワーカーは、差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。
Ⅲ（貢 献）ソーシャルワーカーは、人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する。
Ⅳ（誠 実）ソーシャルワーカーは、人間の尊厳の尊重と社会正義の実現をめざし、本倫理綱領を誠実に実行する。
Ⅴ（専門的力量）ソーシャルワーカーは、専門的力量を発揮し、その専門性を高める」とまとめられている。さらに「社会に対する倫理責任」として「１．（ソーシャル・インクルージョン）ソーシャルワーカーは、人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、包含的な社会を目指すよう努める。
２．（社会への働きかけ）ソーシャルワーカーは、利用者の問題解決及び社会に見られる不正義を改善するため、利用者や他の専門職等と連帯し、効果的な方法により社会に働きかける。
３．（国際社会への働きかけ）ソーシャルワーカーは、人権と社会正義に関する国際的問題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、国際社会に働きかける」となっている。

以上、前節と同様に引用文を図式化し整理しておく。

ソーシャルワークの目的	ソーシャルワーク実践の目的を正当化する根拠	ソーシャルワーク実践の取り組むべき対象
社会福祉の増進	人権＝人間の尊厳、個人の尊重	差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊
サービス利用者の自己実現	自由、平等、共生に基づく社会正義	

この「改訂最終案」段階でも人権と社会正義のソーシャルワーク実践における固有性は、まだ十分には鮮明になっているとはいえない。目的を正当化する根拠である人権と社会正義は、他の対人サービス専門職にも該当するものである。次節ではいくつかの他専門職団体の倫理綱領を示しておくこととする。

2-3．他専門職の倫理綱領

日本医師会の医の倫理綱領（2000年２月）では、「医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

医師は生涯学習の精神を保ち，つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに，その進歩・発展に尽くす。

医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し，教養を深め，人格を高めるように心掛ける。

医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し，やさしい心で接するとともに，医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。

医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。

医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。」と述べられている。

日本心理臨床学会倫理綱領（1999年４月）の前文では、「日本心理臨床学会会員は、その臨床活動及び研究によって得られた知識と技能を人々の心の健康増進のために用いるよう努めるものである。そのため会員は、常に自らの専門的な臨床業務及びその研究が人々の生活に重大な影響を与えるものであるという社会的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する義務を負うものである」と謳われている。

日本介護福祉士会倫理綱領（1995年11月）では前文で「私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有する全ての人々が、住みなれた地域において安心し

て老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。

そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門知識、技術及び倫理的自覚を持って、最善の介護福祉サービスを提供していきます」と謳われ、第１条（利用者本位、自立支援）では「介護福祉士は、全ての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住人が心豊かな暮らしと老後がおくれるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供します」と定められている。

ソーシャルワーカーの倫理綱領改定案と同様の根拠を提示しているのが弁護士会の弁護士倫理（1994年１月）である。その前文では「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする。その使命達成のために、弁護士には職務の自由と独立が要請され、高度の自治が保障されている。弁護士は、その使命にふさわしい倫理を自覚し、自らの行動を規律する社会的責任を負う。よつて、ここに弁護士の職務に関する倫理を宣明する」と謳われ、第一章の倫理綱領第一条（使命の自覚）では「弁護士は、その使命が基本的人権の擁護と社会正義の実現にあることを自覚し、その使命の達成に努める」（以上の各倫理綱領の下線は筆者による）となっている。

３．ウェルビーイング実現の保障としての人権と社会正義

3-1．「ウェルビーイング実現の権利」

これまで整理してきたところを、今一度ふり返っておきたい。既に見てきたようにIFSWの「ソーシャルワークの定義」では、ソーシャルワークの目標として「人間の福祉（well-being）の増進」が謳われていた。また、「全米ソーシャルワーカー協会（NASW）倫理綱領」においても、「ソーシャルワーク専門職の第一の使命は、人々の幸福（well-being）を増進」することであり、「ソーシャルワーカーはクライエントと共に、クライエントに代わって、社会正義（social justice）を増進し、（中略）ソーシャルワーカーは、（中略）

差別(discrimination)、 抑圧(oppression)、 貧困(poverty)、 その他の社会的不公正（social injustice）をなくすよう努力する」（引用文は『全米ソーシャルワーカー協会ソーシャルワーク実務基準および業務指針』、全米ソーシャルワーカー協会編、日本ソーシャルワーカー協会訳、仲村優一監訳、相川書房、1997による。また括弧内の原語の補足は筆者による。以下同様。）と前文の冒頭で謳われている。

日本においても、2003年６月に、日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会が作成した「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案」でも、「１はじめに」で、「ソーシャルワークとは社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高めることを目指していくことである」と述べられている。また、既に整理したように「ソーシャルワーカーの倫理綱領」最終改定案でも、ソーシャルワーカーはすべての人の「ウェルビーイング（人権尊重と自己実現）を目指す」と、前文の冒頭で記述され、密接に関連する倫理原則を導出する価値として、「人間の価値と尊厳」と「社会公正（正義）」が挙げられている。そして、「社会正義（公正）は、平等、機会均等、自由、共生、連帯の精神に基づく市民社会において実現される」と説明されている。

以上、例示してきたように、ソーシャルワーク専門職の第一義的使命、福祉倫理の中核をなす価値は、すべての人のウェルビーイング実現、そして増進であるといえる。ウェルビーイングの意味内容は「自らが望む善い生き方」と定義できるとしても、そのための要件は必ずしも明示的ではなかった。さらに、「人権」、「社会正義」の概念規定に関しても明示されていない。そこで、ウェルビーイング実現、増進にあたってソーシャルワーカーが取り組む必要があるとされる課題から、逆にそれらの概念によって志向するものを浮き彫りにしていくこととする。

既述のIFSWの「ソーシャルワークの定義」の「価値」では、以下の記述がみられた。「ソーシャルワーク専門職は、不利益を被っている人びとと連帯

して、貧困を軽減することに努め、また、傷つきやすく抑圧されている人びとを解放して社会的包含（ソーシャル・インクルージョン）を促進するよう努力する」。さらに、2004年の IFSW 総会における「新倫理文書の提案（Proposal for a new Ethical Document）」の「4.1.人権および人間の尊厳（Human Rights and Human Dignity）」では、

「ソーシャルワークは、すべての人々について固有の価値と尊厳、そしてこれに付随する諸権利を尊重することを基盤にしている。ソーシャル・ワーカーは一人一人の身体的、心理的、情緒的、精神的保全（integrity）と安寧（well-being）を支持し守るべきである。このことは次のことを意味する：

１．自己決定の権利を尊重すること ― ソーシャル・ワーカーは、それが他者の権利および正当な利益を脅かさない限り、人々の価値観と人生の選択に関係なく、自分の選択および決定を下す人々の権利を尊重し促進するべきである。

２．参加（participation）する権利を促進すること ― ソーシャルワーカーは、人々の生活に影響を与える決定や行動のあらゆる局面において、彼らが能力をつけられるような（empowered）方法でサービスを利用する人々の完全な関与（involvement）と参加を促進するべきである。

３．全体として一人一人を処遇すること ― ソーシャルワーカーは、家族、コミュニティー、社会および自然環境の中で、その人物全体に関わるべきであり、１人の人の生活の様相をすべて認識するように努力するべきである。

４．長所（strengths）を発見し伸展すること ― ソーシャルワーカーはすべての個人、グループおよびコミュニティーのもつ長所に注目するべきであり、そうすることでエンパワメントを促進するべきである（以上、日本ソーシャルワーカー協会訳に基づき一部を筆者が改訳。また括弧内の原語の補足は筆者による。以下同様）」

と述べられている。

抑圧からの解放は自由への権利に関わり、貧困の軽減は生存権、結果としての平等に関わる。さらにソーシャル・インクルージョンは、社会のあり方

の決定に参加する権利である(参政権もその一つである)。ウェルビーイングが実現されるためには、これらの権利が保障されなくてはならないとすれば、「ウェルビーイング実現への権利」を想定することは、すなわち自由権、参政権、社会権（とりわけて生存権と平等権）のすべてを含み込む権利を想定することなる。自らが望むライフスタイルを構築し実現していく権利」や引用文の「個人の人権尊重を前提に自己実現の促進を目的」とする権利を、「ウェルビーイング実現への権利」と本論では呼んでおきたい。

「ウェルビーイング実現への権利」という用語は、筆者の造語であり、憲法第13条の幸福追求権とは同一ではない。「ウェルビーイング実現への権利」という造語を用いる理由は、憲法第25条と憲法第13条、そして法の下での平等を謳っている憲法第14条などの関連する条文も含めた総体としての個人の「積極的」[(11)]な権利として捉えていきたいが故である。例えば、ソーシャルワーク実践あるいは社会福祉において憲法第25条と第13条と、どちらがより基底的かといったの考察を試みる意図はない。筆者の関心は「ウェルビーイング実現への権利」を尊重し促進することを目指した総合的でかつ整合的な社会福祉施策、制度の設計はいかになされるべきか、具体的な整備をどう推進していくべきなのかにあり、その具現化のためにソーシャルワーク実践の果たすべき役割にある。

現代国家においては、自由権と社会権が相互補完的に人権を保障していると言えよう。「ウェルビーイング実現への権利」という概念を設定したのも、自己の生活を自由に方向づけることを保障するとともに、その実現可能性が十分に保障されうる選択肢を各個人に平等に提供しうる社会のあり方が求められていると筆者が考えているからに他ならない。次節では社会正義についての考察へと進めていきたい。

3-2．ソーシャルワーク実践における社会正義の視点

前節で引用した2004年のIFSW 総会における「新倫理文書の提案」の「4.2．社会正義（Social Justice)」の項目では、

「ソーシャルワーカーは、社会全般に関して、そして彼らが尽力する人々に関して、社会的正義を促進する責任をもつ。このことは次のことを意味する。

１．否定の差別（negative discrimination）に挑戦（challenging）すること — ソーシャルワーカーは能力、年齢、文化、ジェンダーあるいは性別、婚姻の法的立場、社会的・経済的地位、政治信条、肌の色あるいは他の身体的特性、性的指向、精神的信念のような特性に基づいた否定の差別に対して挑戦する責任がある。

２．多様性(diversity)を認めること — ソーシャルワーカーは、個人、家族、グループおよびコミュニティーの差異を考慮して、彼らが実践する社会の人種と文化的多様性を認識し尊重するべきである。

３．資源を公平に分配すること(distributing resources equitably) — ソーシャルワーカーは、彼らの裁量に任されている (disposal) 資源が、ニードに応じ、適正(fairly)に分配されることを保証するべきである。

４．不正な方策（unjust policies）と実践に挑戦すること — ソーシャルワーカーは、人々が貧困な状態で生活しているところ、あるいは資源が不適切（inadequate）なところ、あるいは資源の分配、政策、実践が不当に厳しい（oppressive）か、不公平（unfair）か、有害なところでは、その状況を彼らの雇用者、方策決定者、政治家および一般大衆に注目させる責務がある。

５．連帯して働くこと — ソーシャルワーカーは、社会的排除 (exclusion)、烙印付け（stigmatization)、あるいは征服（subjugation）に寄与する社会状況に挑戦し、かつ包含的な（inclusive）社会を目指して励む義務を持つ」と述べられている。

NASW の倫理綱領でも、ほぼ重なり合う説明となっている。倫理原則の価値観「社会正義」の項目で、以下のような説明がなされている。「ソーシャルワーカーは社会変革を、特に傷つきやすい（vulnerable）人、抑圧された（oppressed)人やグループに代わって、彼らと共に、変革を追求する。ソーシャルワーカーの変革への努力は、第一義的には貧困、失業、差別や他の形態の社会的不正義の問題に向けられる。これらの運動は抑圧や文化的人種的

多様性(diversity)を感じ取り、その知識を増進することを求める。ソーシャルワーカーは、必要な情報、サービス、資源への接近と機会の均等と、すべての人のために、決定への意味ある参加（meaningful participation）を確保しようと努力する」。さらに、注(2)で引用したIASSWによる「ソーシャルワーク教育・訓練の国際基準に関する討議文書」の「ソーシャルワークの中核的目的」での諸項目の中に、「社会に存在するバリア、不平等(inequalities)と不正義（injustices）に取り組み(address)、異議申立てる(challenge)」と明記された文章がある。

以上見てきたように、ソーシャルワーク実践の文脈で語られている社会正義は、形式的な平等(法の下での取り扱いにおける差別の解消と機会の均等)と、結果としての実質的な平等（貧困、失業の解消、資源の再分配）の双方を意味している。この両者の平等は、政治・経済・社会領域の相互関係の歴史的に変化によって、合意されるバランスも変化する。しかし、ソーシャルワーカーは、結果として生じた貧困などの不平等について取り組む以上、結果としての平等に関心を払うことが自らのアイデンティティであることは確認しておきたい。したがって結果の不平等の是正としての分配的正義[12]に、ソーシャルワーカーは関心を払う必要がある。福祉資源・サービス・情報へのアクセスを確保することがソーシャルワーカーの中心的使命だからである。さらに必要な福祉資源・サービス・情報が、適切ではない分配によって過不足を生じている場合の制度・施策の改善を促すことも、ソーシャルワーカーの中心的使命である。このような分配的正義が自由、平等、共生にもとづき達成される条件、また何をどのような基準で分配するべきかを検討していくことが必要である。さらに、ソーシャルワーク実践において、現実に分配的正義がどこまで促進することが可能なのかも検討されなければならない。「はじめに」で予告した「ポスト福祉国家におけるソーシャルワーカーの役割（仮題）」の中心テーマとして考えているところである。

４．おわりに ―「ウェルビーイング実現への権利」の平等性

ソーシャルワークの中核をなす価値は、すべての人のウェルビーイング実現、増進であった。ウェルビーイング実現をすべての人に保障されるべき人権として考えるならウェルビーイングの構想は各個人の自由に委ねられることになるが、その構想が基本的は各個人に平等に実現されうるような社会システム形成をしていく実践としてのソーシャルワークが不可欠となると筆者は考える。ウェルビーイングがどの水準にあるかは、選択しうる福祉サービスの自由度、範囲度に関係し、自らが望むライフスタイルを実現しうる可能性に関係している。経済的理由や社会的地位、あるいは差別や偏見などによって、ライフスタイル実現について結果的に不利な状況に置かれ抑圧されている人がいるならば、それはウェルビーイング実現が普遍的かつ平等に保障されていないことを意味する。

例として、自宅で一人暮らしを継続していきたいと望む高齢者の場合を考えてみる。この高齢者が、身体機能や生活能力、あるいは生活管理能力が低下しているという理由で、意に反して介護型施設入所を強制されたとすれば、一人暮しという望む生き方が尊重されていないこととなる。たとえ、強制されないまでも、一人暮しを支えるだけの福祉サービスを例えば経済的理由によって受けられなければ、結果として望むライフスタイルは実現できないこととなる。貧困といった経済的理由や社会的地位、あるいは差別や偏見などによって、ライフスタイル実現について不利な状況に置かれ抑圧されている人がいるならば、それはウェルビーイング実現がすべての人に十分には保障されていないという社会的不正義の状態にあることだと考えられる。

このように考えれば、現行の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」で「行政・社会との関係。１（専門的知識・技術の向上）ソーシャルワーカーは、常にクライエントと社会の新しいニーズを敏感に察知し、クライエントによるサービス選択の範囲を広げるため自己の提供するサービスの限界を克服するようにし、クライエントと社会に対して貢献しなければならない」と謳われている箇所が、改めて重要なこととしてクローズアップされてよいように思

える。また既に引用したNAS Wの倫理綱領の一文、「ソーシャルワーク専門職の第一の使命は、人々の幸福（well-being）を増進（後略）」するために「（前略）差別、 抑圧、 貧困その他の社会的不公正(social injustice)をなくすよう努力する」を、再度ここで提示しておきたい。また、2004年のIFSW 総会における「新倫理文書の提案」でも「ソーシャルワーカーは、人々が貧困な状態で生活しているところ、あるいは資源が不適切(inadequate)なところ、あるいは資源の分配、政策、実践が不当に厳しい(oppressive)か、不公平(unfair)か、有害なところでは、その状況を彼らの雇用者、方策決定者、政治家および一般大衆に注目させる責務がある」とも述べられていた。

ウェルビーイング実現が、これからのソーシャルワーク実践の根底的目標として提示されている以上、各個人の追求する多様なウェルビーイングのあり方を尊重し、諸局面で自己決定によってその実現の可能性が平等なものとなるような積極的な資源・サービス・情報などの分配のための公的施策、制度のあり方を提言していく使命がソーシャルワーカーにはあると、筆者は考えている。

最後に「1-3．ソーシャルワーク実践の基底的諸価値」で示した図式を、これまでの論考の結果を踏まえ再度示しておく。

ソーシャルワークの目的	ソーシャルワーク実践の目的を正当化する根拠	ソーシャルワーク実践の取り組むべき対象
ウェルビーイングの実現ならびに増進	人権＝「ウェルビーイング実現への権利」	・自己決定権の尊重。 ・自らと自らの環境に関する決定への参加保障 ・個別性の尊重。 ・医学視点からストロングス視点への転換。
	社会正義＝ウェルビーイング実現をすべての構成員に保障する社会システム	・自由＝不当な差別や抑圧からの解放。 ・平等＝ウェルビーイング実現可能性を平等化する資源などの分配。 ・共生＝インクルージョナブルな社会と構成員の連帯の実現。

注

(1)　福祉国家の概念は多様であり、また国のあり方によって当然その特色も多様である。その故に比較福祉国家論が重要な研究領域となるのだが、本論では日本に限定した考察であるので、以下の主な条件を提示しておくこととする。さらに厳密かつ詳細な分析は、今後の研究課題としていきたい。

①　高度経済成長維持に対して、社会福祉政策を拡充することにより需要を創出する経済政策が有効であるという条件

②　したがって、社会福祉政策の拡充を公的介入によって図ること、そのために所得の再分配制度が公的介入により積極的に推進されることに対するコンセンサスが存在しているという条件

③　完全雇用および終身雇用を前提とした普遍的で安定した世帯モデルが存在し、社会福祉政策と労働政策の密接な連関によって国民の生活保障が可能となるという条件

(2)　教育機関にとってもIFSWの「ソーシャルワークの定義」は国際的ス

タンダード文書であるといえる。国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）による2002年の「ソーシャルワーク教育・訓練の国際基準に関する討議文書（Discussion Document on Global Standards for Social work Education and Training）」でも、ソーシャルワーク教育の中核となる目的は、このIFSW「ソーシャルワークの定義」に要約されていると述べられている。

(3) 倫理綱領（code of ethics）の倫理は、日本語の本来の意味が、道徳、あるいは道徳の規範となる原理であるため、単に理想を掲げているに過ぎないという誤解が生じやすい。ethicsは、人間の間で共通する行為基準、あるいは規範を意味し、codeは一連の規定、あるいは規則を意味する。倫理綱領はソーシャルワーク実践の際の指針の表明であるといえる。倫理綱領をもつ専門職団体に加入している専門職は当然この指針に従うことを誓約していることとなる。

(4) 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の改訂は、その過程で現在まで以下３つの案が公表されている。

① 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改定案（2002年10月）

② 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改訂試案（2003年１月）

③ 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改訂最終案（2004年６月）

(5) 「ウェルビーイング」の概念規定ついては、基本的にはＡ．センの潜在能力（capability）アプローチにおいて示された概念規定を、筆者はこれまでの諸論文では念頭に置いてきた。しかし、本論においてはＡ．センの与えた規定に固執してはいない。「ウェルビーイング」がいかなる概念規定でなければならないかを、本論で取り上げるテキストから導出することに本論の意図がある。

(6) こうしたウェルフェアとウェルビーイングを区分し概念規定することによって社会福祉のあり方の変遷を考察する手法は、既に一般化してきている。例えば、2003年６月に、日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会が作成した「ソーシャルワークが展開できる社会シス

テムづくりへの提案」では、「用語の解説」の「ウェルビーイング」の項で「日本語では『ウェルフェア』も『ウェルビーイング』も『福祉』と訳されている場合が多かった。だが、英語ではその意味は区分して用いられている。ウェルビーイングは個人の人権尊重を前提に自己実現の促進を目的とした積極的でより権利性の強い意味合いを含んだものとして理解されている。ウェルフェアは、その前史として、貧困対策としての救貧的、慈恵的イメージを伴ってきた」と述べ、両概念を対比的に規定している。ただし、この概念規定は筆者のそれと重なる部分もありが同一ではない。

(7)　このセンテンスで示されている概念は自己実現を意味するものである。自己実現とウェルビーイングは重なり合う部分もあるが本質的に別概念であると筆者は考えている。

(8)　injustice を不公正と訳すのは誤りでないにしても、不正義とストーレートに訳するべきだと筆者は考える。不正義と訳することによって、正義、とりわけて社会正義とはないかという問題にソーシャルワーカーは正面から取り組むことが必要だと考えるからである。以下、引用文では公正、不公正という訳語があてられていても、justice は正義、injustice は不正義と表現する。

(9)　人と環境の境界面（interface）に焦点を合わせるとは、生態学的視点（ecological perspective）に基づく生活モデル（life model）をソーシャルワークの基本的な前提としていることを示している。

(10)　明らかに人権に照応するはずのこの項目の規定は、概念が未整理であるといった印象を受ける。既に引用したように憲法第13条では、人間の尊厳という言葉は使用されていない。憲法において尊厳という言葉が使用されているのは第24条「個人の尊厳と両性の本質的平等」というくだりがあるだけである。これに対して、ドイツ連邦共和国基本法が基本権の第１条では「人間の尊厳は不可侵である」と規定されている。「個人の尊重」、「個人の尊厳」と「人間の尊厳」は別の概念である。

なお社会福祉法第1章「総則」の第３条（福祉サービスの基本的理念）では「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていて、やはりここでも「個人の尊厳」という概念が使用されている。

⑾　何をもって積極的な権利とみなすのかは十分な考察を必要とする。しかしながら、本論では、単に「ウェルビーイング実現」を妨げられない権利ではなく、それを保障するよう請求しうることを積極的な権利の中心的な要件とみなしておくことにする。なお河野正輝（1991）のよれば、福祉サービスの請求権は少なくとも以下の関連要素から成り立つと整理している。

①　福祉サービスを申請する権限（権限権）

②　福祉サービスを請求する権利

③　一定に基準を満たした適切な福祉サービスを請求する権利

④　自己の選択する施設（または従事者）によるサービスを請求する権利

⑤　正当な理由なく福祉サービスを解除されない権利（免除権）および福祉措置解除を求める権利（自由権）

⑿　この点において、先に示した弁護士倫理における社会正義との差異が示されていると筆者は考えている。弁護士活動は応報的正義や交換的正義の実現の比重が重いのに対し、ソーシャルワーク実践では少なくとも応報的正義には関わらない。バイステック７つの原則の中にあるように、利用者に対する「非審判的態度の原則」が貫かれているからである。

参考文献

Banks S（2001）, “Ethics and Values in Social Work Second Edition”, BASW, Palgrave

Clark C (2000), “Social Work Ethics”, Palgrave
Hugman R (1995) Edited by, “Ethical Issues in Social Work”, Routledge
Levy C (1993), “Social Work Ethics on the Line”, The Haworth Press 1993（訳本『ソーシャルワーク倫理の指針』、小松源助訳、剄草書房、1994）
NASW (1995), “Encyclopedia of Social Work 19th”, NASW Press
Reamer F (1999), “Social Work values and ethics”, Columbia University Press, 1999（訳本『ソーシャルワークの価値と倫理』、秋山智久監訳、中央法規、2001）
Sen A. (1977), “Rational Fools”、所収 “Choice, Welfare and Measurement”, Basil Blackwell, 1982（訳本「合理的な愚か者」大庭健訳、所収『合理的な愚か者』大庭健他訳、勁草書房、1989）
Sen A. (1980), “Equality of What ?”、所収 “Choice, Welfare and Measurement”, Basil Blackwell, 1982（訳本「何の平等か？」川本隆史訳、所収『合理的な愚か者』大庭健他訳、勁草書房、1989）
Sen A. (1985), “Commodities and Capabilities”, North-Holland, 1985（訳本『福祉の経済学』鈴村興太郎訳、岩波書店、1988）
Sen A. (1992), “Inequality Reexamined”, Oxford University Press, 1992（訳本『不平等の再検討』池本幸生他訳、岩波書店、1999）
秋山智久（2000）『社会福祉実践論』、ミネルヴァ書房。
秋山智久他著（2004）『人間福祉の哲学』、ミネルヴァ書房。
足立叡他偏（1999）『新・社会福祉学』、中央法規。
有賀誠(2000)他編、『ポスト・リベラリズム－社会的規範理論への招待－』、ナカニシヤ出版。
稲葉振一郎（1999)、『リベラリズムの存在証明』、紀国屋書店。
井上達夫（1999)、『他者への自由－公共性の哲学としてのリベラリズム』、創文社。
碓井敏正（1998)、『現代正義論』、青木書店。
大川正彦（1999)、『正義』、岩波書店。

片居木英人（2001）、『社会福祉における人権と法―三訂版―』、一橋出版
加藤尚武（1996）他編、『現代世界と倫理』、晃洋書房。
河野正輝（1991）、『社会福祉の権利構造』、有斐閣。
川本隆史（1995）、『現代倫理学の冒険－社会理論のネットワーキングへ－』、創文社。
塩野谷裕一（2002）『経済と倫理』、東京大学出版会。
塩野谷裕一　他著（2004）『福祉の公共哲学』、東京大学出版会。
嶋田啓一郎（1999）監修、『社会福祉の思想と人間観』、ミネルヴァ書房。
仲村優一（1997）監訳、『全米ソーシャルワーカー協会　ソーシャルワーク実務基準および業務指針』、相川書房。
仲村優一（1999）監訳、『全米ソーシャルワーカー協会　ソーシャルワーカーの役割と機能』、相川書房。
仲村優一（1999）監修、『ソーシャルワーク倫理ハンドブック』、中央法規。
中村俊也（2000）、「福祉（well-being）概念における『自己決定の尊重』理念の検討」、『社会関係研究』第７巻第１号、熊本学園大学社会関係学会。
中村俊也（2004）、「社会福祉方法の倫理」、所収、田畑洋一編著、『現代社会福祉概説』、中央法規。
濱野一郎（1998）他編著、『社会福祉の原理と思想』、岩崎学術出版。
古川孝順（1998）編、『社会福祉21世紀のパラダイム』、誠信書房。
古川孝順（2002）他著、『援助するということ』、有斐閣。
吉崎祥司（1988）、『リベラリズム－〈個の自由〉の岐路－』、青木書店。